

# ひとり暮らし高齢者等除雪支援事業について

本市ではひとり暮らし高齢者等の身体と精神の安定を図るため、除雪経費を助成するひとり暮らし高齢者等除雪支援事業を実施しています。

## 1. 対象者

以下の(1)～(5)の世帯で、1戸建て住宅(持ち家、借家)に居住し、自力で除雪が困難であると認められる者。ただし、前年分の所得税が課税されている世帯、または生活保護世帯の者を除きます。

- ① おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者の世帯
- ② おおむね 65 歳以上の高齢者のみで構成する世帯
- ③ おおむね 65 歳以上の高齢者と小学生以下の子どものみで構成する世帯
- ④ 障がい者（身体障害者手帳 1 級から 4 級所持者、精神障害者保健福祉手帳 1 級から 2 級所持者、療育手帳所持者）のみで構成する世帯のみで構成する世帯
- ⑤ おおむね 65 歳以上の高齢者と障がい者（身体障害者手帳 1 級から 4 級所持者、精神障害者保健福祉手帳 1 級から 2 級所持者、療育手帳所持者）のみで構成する世帯

※住んでいない家屋に対する除雪経費は対象になりません。（長期入院、施設入所、冬期間のみ別世帯に同居する等）

## 2. 除雪支援内容

住居に係る除雪（屋根及び家屋周囲）の労力提供の対価に支払われた経費を助成します。ただし、1 冬期間 2 回までとし、1 回当たりの助成額は、屋根除雪 25,000 円・家屋周囲 10,000 円以内とします。

活用例	上限金額
屋根除雪を 2 回	25,000円 × 2 回 = <b>50,000円</b> まで
屋根除雪 1 回と家屋周囲 1 回	25,000円 + 10,000円 = <b>35,000円</b> まで
家屋周囲を 2 回	10,000円 × 2 回 = <b>20,000円</b> まで

※ 1 冬期間 2 回までのため、この場合 3 回以降の除雪に対し経費の助成はなしとなります。

### 3. 実施除雪事業所等

対象者が除雪を依頼した事業所（別紙一覧表参考）及び除雪協力員等（親族を除く）。

※事業所が分からない場合、福祉課までお問い合わせください。

### 4. 利用手続

#### 1) 申請

対象者は事前に除雪支援申請書に必要事項記入の上、民生委員を通じて市に提出します（緊急を要する場合は事後申請でも可としますが、対象者の条件にご注意ください）。

市で助成の可否を審査し、利用を決定した場合、対象者宛に決定通知書を送付します。

#### 2) 除雪の依頼

対象者は業者等に依頼し除雪を実施してもらいます。除雪後、業者等に代金をお支払いの上、領収書（様式任意）を受け取りください。

#### 3) 助成金の請求

市へ請求書と領収書を提出してください。市の審査後、対象者口座へ助成金を振込いたします。

※除雪経費全額をいったん除雪業者に支払うことが困難な者のみ市より除雪業者等へ助成金を支払うことも可能。